

夢洲 IR 環境アセス「大阪市への意見書」

下記の意見書を提出したので、レポートでも紹介します。

「大阪・夢洲地区 特定複合観光施設設置運営事業 環境影響評価準備書」
大阪市長に対する意見書

0 意見書提出の「前提」として

私は 865 ページの準備書と要約書に目を通し、事業者の説明を聞いて質問しようとして 11 月 11 日午後に港区内で開催された大阪 IR「環境影響評価準備書」説明会に参加した。ところが、壇上に並ぶ 14 人の中に説明会の主催者で事業者である大阪 IR 株式会社から、一人も参加していないことが判明した。会場は騒然となり、参加者の大半が退席する中で、コンサル会社により説明が強行された。

私は事業者が参加していない説明会は認められないと、会場で主張したが明確な回答はなかった。2 日後に環境局に電話して事態を伝え、大阪市環境影響評価条例に反するのでないかと問うたが、担当者は条例では事業者参加を求めているとのことであった。確かに条例「解釈」では、事業者の参加が必須ではないかもしれないが、環境影響評価の趣旨やあり方からして、事業者が参加するのが当然ではないか。条例の改正を含めて善処してもらいたい。

なお、説明会の席でこうした説明会のやり方について大阪市の了解を得ているという発言が壇上からあったが、環境局として了解などしていないとのことであった。準備書に対する意見書を提出する「前提」として、事業者である大阪 IR 株式会社の不誠実な対応について問題を指摘しておきたい。また、大阪市に対しても、説明会の異常な事態をしっかりと認識して、環境影響評価の充実に努めてもらいたい。

1 準備書第 8 章について

要約書には掲載されていないが、準備書第 8 章の環境の保全及び創造のための措置は、環境影響評価準備書をチェックする上で重要である。昨年 5 月に方法書に対する意見を 6 点提出したが、意見は準備書に記載されているが、事業者の見解は通り一変の説明で回答になっていない。この点を中心に準備書に対する意見を述べていきたい。

なお、市長意見に対する事業者の見解についても、十分な回答になっていないと考えるが、専門委員会での真摯な検討・評価を期待したい。

2 SDGs について

方法書で SDGs について、ほとんど記載されていなかった。SDGs について市民からの意見が多かったこともあり、準備書ではカラー写真も使い説明されている。SDGs 達成への貢献として、周辺との調和、循環、生活環境、自然環境、地球環境、次世代への貢献。配慮事項として万博やインフラ工事についても触れている。疑問なのは、SDGs の理念とカジノ（依存症と貧困などを助長するギャンブル）は矛盾するのではないかという

点である。大阪市としての見解を求めたい。

3 他事業との複合的な影響について

第5章の環境影響評価の結果、5.18 夢洲内において実施される他事業との複合的な影響に関して、準備書 818 ページに次のように記載されている。

「本事業の建設工事中及び供用時における夢洲内において実施される他事業は、建設工事中では大阪・関西万博事業（建設工事・開催・撤去工事）、夢洲島内インフラ工事、大阪市の液状化対策工事等であり、供用時では現在予定されていない。」

方法書に対する意見書でも指摘したが、夢洲内において実施される他事業として、大阪港で最大のコンテナターミナルについて指摘されていない。コンテナターミナルは、現在稼働中であり、大阪経済にとって重要な役割を果たしている。他事業との複合的な影響を環境影響評価する上で、コンテナターミナルの活動は欠かせないのではないかと。当然のことではあるが、コンテナターミナルなど夢洲の物流機能を含めて、IR 事業と万博・インフラ関連事業の複合的な環境影響評価をすべきではないかと。大阪市としての見解を求めたい。

4 土壌汚染や地盤沈下についての事業者見解について

方法書に対する意見書で件名について質したところ、次のような事業者見解が準備書第8章に掲載されている。土壌汚染の予測・評価については「環境影響評価技術指針に基づき方法書を作成しています。土地課題対策は、土地所有者である大阪市が夢洲の土地改良事業として、地中障害物の撤去、土壌汚染対策及び液状化対策を行うものです。夢洲において実施されている大阪市による公共事業（地中障害物の撤去及び液状化対策等）については、本事業と目的が異なるため、本事業に係る環境影響評価の対象とはならないことから、本事業に係る環境影響評価方法書において記載しておりません。」

地盤沈下・地下水位については「液状化、埋立事業による地盤沈下は、本事業による影響ではないため、予測・評価の対象としておりません。本事業では、地下水位を低下させない工法を採用するなどの配慮をしていきます。」

夢洲特有の軟弱地盤、土地課題にとって土壌汚染や地盤沈下は重要な問題と考えるが、上記のような事業者見解について、大阪市としての見解を聴きたい。

5 液状化対策工事について

12月4日から夢洲のIR カジノ予定地で液状化対策工事が始まった。工事はIR 施設の建物直下を中心に対策工事を実施するもので、施工者はIR カジノ業者であり、255億円の費用は大阪市が負担する。IR 施設に直接関わる液状化対策であり、この工事が夢洲IR アセスの対象にならないのは納得できない。液状化対策は大阪市の事業であり、大阪IR 株式会社の事業ではないからアセス対象外と言うが、どう考えても夢洲IR 関連の工事ではないのか。この点についても、大阪市の見解を求めたい。

(2023年12月10日)